

大労発基0215第15号
令和3年2月15日

関係事業者等団体の長 殿

大阪労働局長



事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件
について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号。以下「指針」という。）について、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、別紙1の新旧対照表のとおり指針の改正を行い、令和3年4月1日から適用されることとなりました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙2の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

事業場における労働者の健康の保持増進については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第70条の2第1項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進措置を推進するため、昭和63年に指針を策定し、指針に沿った取組を普及してきたところです。

また、令和2年には、指針の策定から30年以上が経過し、産業構造の変化や別添高齢化の一層の進展、働き方の変化等、日本の社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、事業場における健康保持増進対策がより推進されるよう必要な見直しを行い、事業者は、健康保持増進対策の推進体制を確立するために、労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、医療保険者、地域の医師会や歯科医師会、地方公共団体又は産業保健総合支援センター等の事業場外資源を、事業場の実態に即して活用することとされたところです。